

生活交通ネットワーク計画  
(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

平成25年 8月30日

(名称) 日出町生活交通確保維持協議会  
(代表者名) 会長代理(副会長) 土井 功

0. 生活交通ネットワーク計画の名称

日出町地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

日出町は、面積 73.24 平方キロメートル、東西に 19.2 キロメートル、南北に 9.2 キロメートルで、大分自動車道、宇佐別府道路、大分空港道路の 3 本の高規格道路が交差しているため、自家用車を保有する人にとって利便性の高い地域となっている。一方、町内の主要道路（国道 10 号及び国道 213 号）から離れた集落は、公共交通が運行していない交通空白地域となっているため、自家用車を保有していない人、特に高齢者の移動が制限されている。

そこで、本協議会では、平成 23 年度地域公共交通調査事業補助金を活用して公共交通に関する実態調査を実施し、その調査結果に基づいた公共交通体系の構築を行っている。それを基に、平成 24 年 10 月 1 日から地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用したコミュニティバス及び路線バスの運行を開始しており、現在は、運行状況を注視しながらさらなる利便性の向上が図られるよう努めているところである。

利便性向上策の一つとして時刻表や交通マップ等の作成が考えられ、地域協働推進事業の活用も視野に入れながら各種施策を実施するよう考えている。また、路線の延長や新規ルートでの運行も必要と考えられ、特に南端県道線については、フィーダー系統として平成 25 年度より認定を受けている南端農道線同様、南端小・中学校から中心部まで運行となっているが、これを南端目刈地区まで路線を延長するとともに、中心部バス停の中央公民館と保健福祉センターを 1 便の中で往復して運行するような改善を予定している。民間路線バスについても軒の井線、平原線、牧の内線の 3 路線が平成 25 年度フィーダー系統の認定を受けているところであるが、これらと同時期にルート変更を実施した深江線、小深江線、真那井線の計 6 路線について、一部新規ルートを通して運行を行うよう、今後民間バス事業者と協議を進めていく予定にしている。

こういった利便性向上施策を実現可能なものから取り入れ、平成 26 年度の運行を行いたいと考えている。こういった点を踏まえ、本計画については、平成 24 年 10 月 1 日から開始した運行の検証を行うとともに、より地域の実情に即した形での運行が行われるよう見直しを行っており、これら公共交通体系の確保・維持・改善を目的としたものである。

《地域協働推進事業に関する事項》

(1) 地域協働推進事業の実施内容

地域協働推進事業で実施する内容については、下記①から⑤

- ①日出町ホームページ等の広報媒体に地域公共交通に関する情報提供を行う
  - ②バス利用者や住民にニーズ調査を実施し、コミュニティバスの運行ルート、運行時刻、運行便数の改善を行うとともに民間バス事業者等へも要望活動を実施する
  - ③公共交通マップを作成し、町内全世帯に各戸配布及び転入者に配布を行う
  - ④総合時刻表を作成して町内全世帯に各戸配布及び転入者に配布を行う
  - ⑤他の交通機関との接続改善、新たな需要施設への停留所新設等を検討・実施する
- を行うことにしており、フィーダー系統の特例措置の対象となる南端県道線については、①から④を関係する取り組みとして実施する。

(2) 地域内フィーダー系統特例措置の対象となる系統の概要

地域内フィーダー系統特例措置の対象となる南端県道線については、平成19年より運行を行っていた無償バスを平成24年10月より有償のコミュニティバスに変更し、その際に運行ルート、運行時刻、運行便数等の一部変更を行った路線となっている。運行ルートは、南端小・中学校を起点として町の中心部へ向かうルートとなっており、月・水・金曜（祝日及び12月29日から1月3日の間を除く）に各2往復便で運行している。26人乗りの車両を利用し、乗車料金は、他のコミュニティバス同様一乗車につき200円としている。

(3) バス交通のサービスレベルの見直し内容

平成25年9月末までは現行ルートで運行を行い、同年10月からは路線を一部延長して運行するよう予定している。これは、住民アンケートによる要望を踏まえた見直しであり、南端農道線についても同様の変更としている。具体的には、起点である南端小・中学校を目刈まで延長して運行するルートにし、かつ、中心部のバス停である中央公民館を1便で2回経由するルートに変更している。これにより、南端目刈地区住民の町中心部方面への移動手段が確保され、また、中心部間における中央公民館と保健福祉センターの移動が容易となる。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

《コミュニティバス》

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
豊岡線	コミュニティバス7路線の1日当たりの利用者数の合計人数を42人（※各路線の1日当たりの利用者数現状値の合計）以上かつ平成25年度実績以上とする	コミュニティバス7路線の1日当たりの利用者数の合計人数を前年度よりも増加させる	コミュニティバス7路線の1日当たりの利用者数の合計人数を前年度よりも増加させる
藤原赤松線 ・基本路線 ・延長路線			
藤原一北線 ・基本路線 ・延長路線			
川崎線			
大神線			
南端農道線			
南端県道線			

※各路線の1日当たりの利用者数現状値

豊岡線：3人、藤原赤松線（基本路線、延長路線）：9人、藤原一北線（基本路線、延長路線）：7人、川崎線：2人、大神線：7人、南端農道線：5人、南端県道線：9人  
合計：42人

《民間路線バス》

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
牧の内線	町内で完結する民間バス路線 6 路線（左記 3 路線以外の深江線、小深江線、真那井線を含む）の 1 日当たりの利用者数の合計人数を 55 人（※各路線の 1 日当たりの利用者数現状値の合計）以上かつ平成 25 年度実績以上とする	町内で完結する民間バス路線 6 路線（左記 3 路線以外の深江線、小深江線、真那井線を含む）の 1 日当たりの利用者数の合計人数を前年度よりも増加させる	町内で完結する民間バス路線 6 路線（左記 3 路線以外の深江線、小深江線、真那井線を含む）の 1 日当たりの利用者数の合計人数を前年度よりも増加させる
平原線			
軒の井線			

※各路線の 1 日当たりの利用者数現状値

牧の内線：8 人、平原線：6 人、軒の井線：8 人、深江線：7 人、小深江線：6 人、真那井線：20 人  
合計：55 人

(2) 事業の効果

現行路線の確保・維持・改善を行うことで、上記の目的や必要性に記載する内容だけでなく以下のような効果も期待できる。

- ・日常生活に必要不可欠な移動手段の確保
- ・外出機会の増加、社会参加の促進及び地域の活性化
- ・新たなコミュニティの構築及び生きがいつくりの場の形成

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付  
運行系統の概要及び運行予定者に係る資料を添付  
日出町地域公共交通総合連携計画書（補足資料）を添付

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付  
※なお、日出町から運行事業者（国東観光バス株式会社）への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

5. 別表 4 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

該当なし

6. 別表 4 の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準

ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

該当なし

7. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

8. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

11. 協議会の開催状況と主な議論

- |                        |                                   |
|------------------------|-----------------------------------|
| ・平成23年4月26日 (H23年度第1回) | 協議会設立                             |
| ・平成23年7月29日 (H23年度第2回) | 調査事業の実施方法について合意                   |
| ・平成23年8月24日 (H23年度第3回) | 調査事業委託業者決定について合意                  |
| ・平成23年9月22日 (H23年度第4回) | 各種アンケート項目について合意                   |
| ・平成23年12月2日 (H23年度第5回) | 規約改正 (地域公共交通会議の機能)                |
| ・平成24年1月25日 (H23年度第6回) | 計画策定の方向性について合意                    |
| ・平成24年2月23日 (H23年度第7回) | 生活交通ネットワーク計画について合意                |
| ・平成24年4月12日 (H24年度第1回) | 事業評価について合意                        |
| ・平成24年5月28日 (H24年度第2回) | ネットワーク計画認定申請書について合意               |
| ・平成24年8月27日 (H24年度第3回) | 自家用有償旅客運送、民間バス路線の態様及び運賃等について合意    |
| ・平成24年9月18日 (H24年度第4回) | 民間バス路線の運賃等の変更について合意               |
| ・平成25年4月18日 (H25年度第1回) | 事業評価について合意                        |
| ・平成25年6月26日 (H25年度第2回) | 地域公共交通総合連携計画書、ネットワーク計画認定申請書について合意 |

<p>・平成 25 年 8 月 29 日（H25 年度第 3 回） 地域協働推進事業計画書、ネットワーク計画変更認定申請書、自家用有償旅客運送について合意</p>	
<p>12. 利用者等の意見の反映</p>	
<p>前年度の計画については、平成 23 年度の地域公共交通調査事業補助金を活用した実態調査において、聴き取りを行った利用者等の意見を反映して計画を作っている。今年度の計画については、平成 25 年度の運行結果を基に前年度の計画に改善を加え、区長等の意見も参考にしながら作成している。</p>	
<p>13. 協議会メンバーの構成員</p>	
関係都道府県	大分県東部振興局地域振興部
関係市区町村	日出町、日出町福祉対策課、日出町健康増進課
交通事業者・交通施設管理者等	国東観光バス(株)、日出町タクシー協会、大分県バス協会、大分県タクシー協会、大分県別府土木事務所、杵築日出警察署
地方運輸局	大分運輸支局
その他協議会が必要と認める者	日出町区長会、日出町社会福祉協議会、国東観光バス(株)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 大分県速見郡日出町 2974-1  
 (所 属) 日出町 政策推進課  
 (氏 名) 西 原 千 貴  
 (電 話) 0 9 7 7 - 7 3 - 3 1 1 6  
 (e-mail) [nishihara.kazuyoshi@town.hiji.oita.jp](mailto:nishihara.kazuyoshi@town.hiji.oita.jp)